

愛 媛 県 発 行

平成21年3月10日火曜日 第2046号

◇目次◇	
告 示	
救急病院の協力申出	185
医師の指定	185
指定医師の辞退の届出	185
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)	185
肥料登録有効期間の更新	187
肥料の登録の失効	187
漁業の許可又は起業の認可の申請期間	187
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	187
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可	
申請の概要	187
開発行為に関する工事の完了	194
道路の区域変更(一般国道 320 号)	194
道路の供用開始(")	194
道路の区域変更(県道宇和島港線)	194
道路の供用開始 (")	194

道路の区域変更(県道	道串内子	- 徐)19	5
道路の供用開始 (") 19	5

第2046号

告 示

○愛媛県告示第 314 号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
医療法》 和会立	人社団久 吃病院	新居浜 13番29	市喜光地町	一丁目	医療法人社団久 和会	平成24年 3月9日 まで

○愛媛県告示第 315 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診	断する	身体障	害の種類	顛	診	療科	名	病 院 又 は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	指定年月日
聴覚やく格	・平衡 · 機能障害	·音声・ s	言語・	そし	耳鼻	₽咽□	侯科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	Ξ	谷	壮	平	東温市志津川	平成 21年 3 月 1 日
肢	体	不	自	由	小	児	科	財団法人積善会附属 十全総合病院	占	部	智	子	新居浜市北新町1-5	"
肢	体	不	自	由	整	形外	、科	医療法人大樹会今治 南病院	砂	金	光	藏	今治市四村103 - 1	"

○愛媛県告示第 316 号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

i	診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同左所在地	辞退年月日
聴覚やく	覚・平衡・音声・言語・そし 〈機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	川 上 美由紀	東温市志津川	平成 21年 2 月28日

○愛媛県告示第 317 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産 業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
スーパードラッグコスモ スついたち店	西条市朔日市253 - 1 外	駐車場の位置及び収容台数	95台	64台	平成21年 10月28日	平成21年 2 月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 318 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出日
ヒマラヤ松山店	松山市衣山一丁目 1 60番外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1 ,319㎡	2 ,003m²	平成21年 10月19日	平成21年 2月18日
		駐車場の位置及び収容台数	32台	79台		
		駐輪場の位置及び収容台数	23台	40台		
		荷さばき施設の位置及び面積	40 .7 m²	54 .7m²		
		廃棄物等の保管施設の位置及 び容量	12 6 m³	18 4 m³		
		駐車場の自動車の出入口の数 及び位置	8 箇所	9 箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 319 号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、 次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成27 年 3 月 23日	愛媛県 第1262 号	炭酸力 ルシウ ム肥料	粒状苦 土炭 石灰 号	アルカ リカ 53.0 可苦土0.0	その事公格お 他限は規と	株式会社研農 高知県高知市萩 町一丁目9番48 号

○愛媛県告示第 320 号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定に基づき、次の肥料の登録は、失効した。

平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

失効年 月日	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成20 年10月 5 日	愛媛県 第1270 号	副産植 物質肥 料	南海副 産物肥料	室量 65 り全量 12	公定規 格のと おり	南海物産株式会社 受媛県松山市古 三津二丁目20番 38号

○愛媛県告示第 321 号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は 起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年3月10日から3月24日まで

○愛媛県告示第 322 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 323 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び 今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年3月10日

愛媛県今治保健所長 上 田 昭

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社ハートウエル 今治市国分一丁目 9 番56号 代表取締役 原田 政一

- 2 事業場の名称及び所在地 株式会社ハートウエル 今治市国分一丁目9番56号
- 3 特定施設に関する事項
- (1) 3 3 kgオーバーマイヤー (13~15)

特定施言	设の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。以下「政令」という。)別表第 1第19号 ト 染色施設
特定施言	设 の 能 力	1回あたり33キログラム
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着手後30日
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の値	使用時間間隔	間歇
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	6 時間
特定施設の使用の概要	月の季節的変動	無し
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求 1 リット ロールにつき ミリグラム)	通常 180 最大 270
	浮遊物質 1 リッション リッション ラム	通常 28 最大 38
	室 素 付 り り り う と り り う と り り う き り り う き う り り う ら う り う う う う う う う う う う う う う	通常 40 最大 60
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15
	日当たりの量	通常 0.4 最大 0.4

(2) 45 kgオーバーマイヤー (16、17)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第 1 第19号 ト 染色施設
特 定 施 設 の 能 力	1回あたり45キログラム
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間 歇

特定施設の1E 時間	日当たりの使用	9 時間	
特定施設の使用 の概要	月の季節的変動	無し	,
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	7 0~9 .1 7 0~13 0
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要者 (リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	180 270
	浮遊物質 (単位 リット リッミ ラム)	通常最大	
	室素含 (当	通常最大	40 60
	りん有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大	10 15
	日当たりの量 「メートル)	通常最大	0 9 0 9

(3) 13kgオーバーマイヤー(18、19)

特定施言	殳 の 種 類	政令別表第 1 第19号 ト 染色施設
特定施意	殳 の 能 力	1 回あたり13キログラム
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着手後30日
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の値	吏用時間間隔	間歇
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	6 時間
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	無 し
特定施設から排出され	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 180 最大 270
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常 28 最大 38
	窒素含有量 (リットルに つきミリ ラム)	通常 40 最大 60
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15

汚水等の1日当たりの量	通常	2.0
(単位 立方メートル)	最大	2.0

(4) 50kgオーバーマイヤー(20、21)

特定施設	设の種類	政令別表第 1 第19号 卜 染色施設
特定施設	みの能力	1回あたり50キログラム
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着手後30日
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の個	吏用時間間隔	間歇
特定施設の1E 時間	当ちりの使用	6 時間
特定施設の使用の概要	月の季節的変動	無し
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求 1 リット ロールにつき ミリグラム)	通常 180 最大 270
	浮遊物質 単単 リッ ラ シ ラ ム ラ ム	通常 28 最大 38
	室 第位 第位 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	通常 40 最大 60
	りん含有量 (単位 1 リット ション ラム)	通常 10 最大 15
汚水等の1日		通常 24.0 最大 24.0

(5) **80kg液流染色機(22)**

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第 1 第19号 ト 染色施設
特 定 施 設 の 能 力	1回あたり80キログラム
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間歇
特定施設の1日当たりの使用 時間	9時間
特定施設の使用の季節的変動 の概要	無し

第2046号

特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	7
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	
	浮遊物質 (単位 リッきミリ ラム)	通常最大	
	室 素 値 リッ き リッ き シ う し い り う う り り う う り り う う り り う う う う う う	通常最大	
	りん有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大	
汚水等の1E (単位 立方		通常最大	9 D 9 D

(6) 150kg液流染色機(23、24)

特定施設	みの種類	政令別表第 1 第19号 ト 染色施設		
特 定 施 設	みの能力	1 回あたり 150 キログラム		
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成	予定年月日	着手後30日		
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の値	使用時間間隔	間 歇		
特定施設の1日 時間	日当たりの使用	9時間		
特定施設の使用 の概要	月の季節的変動	無し		
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0		
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要が 1リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 238 最大 374		
	浮遊物質 単単 リッき ラム ラム	通常 38 最大 48		
	室 素 全 道 は り り う こ し い た り う こ し に う こ し に う こ こ も に に に に に に に に に に に に に	通常 52 最大 83		
	りん含有量 (単位 1 リット ション ラム)	通常 15 最大 20		
汚水等の1E (単位 立方		通常 18.0 最大 18.0		

(7) **200 kg液流染色機(25)**

特定施言	殳 の 種 類	政令別表第 1 第19号 卜 染色施設		
特定施言	设 の 能 力	1回あたり 200 キログラム		
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成	予定年月日	着手後30日		
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の個	吏用時間間隔	間歇		
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	6 時間		
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	無し		
特定施設から排出され	水素イオン濃度(水素	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0		
	指数)	727		
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 238 最大 374		
	浮遊物質量	· 조 典 20		
	(単位 1 リットルに	通常 38		
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 48		
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常 52		
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 83		
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常 15		
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 20		
 汚水等の1E	日当たりの量	通常 14 Ω		
	ラメートル)	最大 14.0		

(8) 300 kg液流染色機(26)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第 1 第19号 ト 染色施設		
特 定 施 設 の 能 力	1回あたり300キログラム		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	間歇		
特定施設の1日当たりの使用 時間	8 時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し		
特定施設か 水素イオン き排出され 滞度(水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0		

る汚水等の汚染状態の	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大		
— 値 —	浮遊物質量 (単位 1 リットル つきミリグ ラム)	通常最大	38 48	
	室素含有量 (単かし リッき ラム) ラム)	通常最大	52 83	
	りん含有量 (単位 1 リットルグ つきミリグ ラム)	通常最大	15 20	
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)			

(9) 400 kg液流染色機 (27、28)

特定施言	设の種類	政令別表第 1 第19号 卜 染色施設		
特定施言	设 の 能 力	1回あたり 400 キログラム		
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成	予定年月日	着手後30日		
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の係	使用時間間隔	間 歇		
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	8時間		
特定施設の使用の概要	用の季節的変動	無し		
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0		
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 238 最大 374		
	浮遊物質 (単位 リッ ション ラム)	通常 38 最大 48		
	室素含 (単位 リッ ラ ラム)	通常 52 最大 83		
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 20		
汚水等の1日	日当たりの量	通常 24.0 最大 24.0		

(10) 600 kgオーバーマイヤー(29)

特 定 施 設 の 種 類 政令別表第1第19号 ト 染色施詞	特	定	施	設	の	種	類	政令別表第1第19号	۲	染色施設
---------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	------------	---	------

特定施記	ひの能力	1回あたり 600 キログラム			
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成	予定年月日	着手後30日			
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに			
特定施設の値	使用時間間隔	間 歇			
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	8 時間			
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	無し			
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0			
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 180 最大 270			
	浮遊物質 (単位 リット リッき ラム)	通常 28 最大 38			
	室素位 (リットルグ フム) ラム)	通常 40 最大 60			
	りん含有量 (単位 1 リットション (1 リッション (1 リっ) (1) (1 (1) (1 (1) ((1) ((1) (1 (1) (1 (1) (1 (1) ((1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) ((1) (1 (1) ((1) ((1) ((1) (((((((((((((((((((通常 10 最大 15			
汚水等の1日	日当たりの量	通常 36.0 最大 36.0			

11) **30kg水洗機(30)**

特定施設	设の種類	政令別表第 1 第19号 ト 染色施設		
特 定 施 記	みの能力	1回あたり30キログラム		
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成	予定年月日	着手後30日		
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の個	使用時間間隔	間歇		
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	6 時間		
特定施設の使用 の概要	月の季節的変動	無し		
特定施設から排出される汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0		
汚染状態の	化学 要量 位 ル に ラ リ リ シ き リ リ シ き り り に り き り り り り り り り り り り り り り り	通常 130 最大 180		

浮遊物質量 (単位ルに リッきミリ ラム)	通常最大	20 30	
室素 全 素 会 有 量 リットルに つ う ら し い う し い こ し い こ に こ し い こ に に に に に に に に に に に に に		30 40	
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		6 D 10	
 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)			

(12) **50kg水洗機(31)**

(12) JUNG JUN	ルが(コー)				
特定施設	设の種類	政令別表第 1 第19号 ト 染色施設			
特定施設	みの能力	1 回あたり50キログラム			
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成	予定年月日	着手後30日			
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに			
特定施設の優	使用時間間隔	間歇			
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	6 時間			
特定施設の使用 の概要	月の季節的変動	無し			
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0			
る汚水等の 汚染状態の 値	化学 学 が 登 ボ イ リ リ リ ラ ミ リ フ ラ と フ ラ と フ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ	通常 130 最大 180			
	浮遊物位 り り り り り う う う う う う う う う う う う う う	通常 20 最大 30			
	室 (リッき (リッき (リッき (リッき (リッき))	通常 30 最大 40			
	りん含有量 (単中トリウラム) ラム)	通常 6.0 最大 10			
	日当たりの量	通常 4.0 最大 4.0			

⁽¹³⁾ 150kg水洗機(32)

特	定	施	設	の	種	類	政令別表第 1 第19号 ト 染色施設
特	定	施	設	Ø	能	カ	1 回あたり 150 キログラム
I	工事の着手予定年月日					日	許可後直ちに

工事の完成	予定年月日	着手後30日
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の個	吏用時間間隔	間歇
特定施設の1E 時間	3当たりの使用	6 時間
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	無し
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 130 最大 180
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 30
	室素位 (リットルグ フム) ラム)	通常 30 最大 40
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常 6.0 最大 10
	日当たりの量 5メートル)	通常 12.0 最大 12.0

(14) 50kg液流染色機(33)

(4) 5UKg 液流架 巴機 (33)							
特定施言	设 の 種 類	政令別表第 1 第19号 ト 染色施設					
特定施言	みの能力	1回あたり50キログラム					
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに					
工事の完成	予定年月日	着手後30日					
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに					
特定施設の値	使用時間間隔	間歇					
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	9 時間					
特定施設の使用 の概要	用の季節的変動	無し					
特定施設か	水素イオン濃度(水素	通常 7.0~9.1					
ら排出され	指数)	最大 7.0~13.0					
る汚水等の	化学的酸素 要求量(単	通常 238					
汚染状態の	位 1リッ	最大 374					
値	トルにつき ミリグラム)	取八 3/4					
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常 38					
	りットルに つきミリグ ラム)	最大 48					
	窒素含有量 (単位 1	通常 52					
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 83					

(単位) リットル	1 ルに 通		_			
汚水等の1日当たりの	量 通	常	0. 0			
(単位 立方メートル) 最	大	۵ ۵			
	(単位 リットル つきミリ ラム) 汚水等の1日当たりの	リットルに つきミリグ ラム) 汚水等の1日当たりの量 通	(単位 1 リットルに フきミリグ ラム) 通常 1 最大 2 まりが まん)	(単位 1 リットルに フォートルに フォートルに フォートルに フォートル	(単位 1 リットルに つきミリグ ラム) 通常 15 最大 20 汚水等の1日当たりの量 通常 6.0	(単位 1 リットルに フラミリグ ラム) 通常 15 最大 20 最大 20 まから 1日当たりの量 汚水等の1日当たりの量 通常 6.0

(15) **600kg自動捺染機(34)**

特定施意	设の種類	政令別表第 1 第19号 卜 染色施設				
特定施言	みの能力	1 回あたり 600 キログラム				
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに				
工事の完成	予定年月日	着手後30日				
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに				
特定施設の側	使用時間間隔	連続				
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	8時間				
特定施設の使用の概要	用の季節的変動	無し				
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~9.1 最大 7.0~13.0				
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッき トルにつき ミリグラム)	通常 238 最大 374				
	浮遊物質 量 (単位 リッきミリ つさ ラム)	通常 38 最大 48				
	室素付 全 素 全 当 は し い し い し し に う う し し に う う し し に う う も し に し し し し し し し し し し し し し	通常 52 最大 83				
	りん含有量 (単位ルルグ りっきミリ ラム)	通常 15 最大 20				
	日当たりの量 5メートル)	通常 30.0 最大 30.0				

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 1排水処理施設

į	設	1		年	F	1	日	昭和63年 4 月
3	処	理	施	設	Ø	種	類	化学処理
3	処	理	施	設	Ø	型	式	рН調整
3	処	理	施	設	Ø	構	造	コンクリート製
3	処:	理が	色設	Ø	主要	更寸	法	縦 3 メートル 横 6 6 メートル 高さ 5 メートル 縦 13 5メートル 横 4 35メートル 高さ 5 メートル

処理施訓	殳 の 能 力	1 日当たり 810 立方メートル処理					
汚水等の処	処理の方式	рΗ	p H調整				
処理施設の値	使用時間間隔	連	続				
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時	間				
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	無	U				
処理施設に	項目	処	理	前	処	理後	
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大) ~ 9 .1) ~ 13 .0	通常最大	5 8~8 6 5 8~8 6	
汚染状態の値	化学的酸素 要求量 (リッ 位 1 リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	180 270		通常最大	180 270	
	浮遊物質量 (単位 1 リットリン フム) ラム)	通常最大	28 38		通常最大	28 38	
	室素含 (リット リット ラム)	通常最大	40 60		通常最大	40 60	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	10 15		通常最大	10 15	
	日当たりの量 5メートル)	通常最大	739 799		通常最大	739 799	

(2) 2排水処理施設

	31,752,711,0HX							
設 置 4	≢ 月 日	昭和56年8月						
処理施言	殳 の 種 類	生物処理、物理処理						
処 理 施 詰	ひの型式	活性汚泥処理、凝集沈殿						
処理施言	殳 の 構 造	コンクリート製						
処理施設の	の主要寸法	縦 14.1メートル 横 6.25メートル 高さ 5メートル						
処理施言	処 理 施 設 の 能 力 1日当たり205立方メートル処理							
汚水等の気	処理の方式	活性汚泥処理、凝集沈殿						
処理施設の値	吏用時間間隔	連続						
処理施設の1月 時間	当たりの使用	24時間						
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	無し						
処理施設に	項 目	処理前 処理後						
よる処理前	水素イオン	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						
及び処理後	濃度 (水素	通常 5.8~8.6 通常 5.8~8.6						
の汚水等の	指数)	最大 5.8~8.6 最大 5.8~8.6						

愛

汚染状態の	化学的酸素 要求量 (単 位 1リッ	通常	180	通常	40
値	トルにつき ミリグラム)	最大	270	最大	53
	浮遊物質量	通常	28	通常	15
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	38	最大	25
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常	40	通常	20
	つきミリグ ラム)	最大	60	最大	30
	りん含有量 (単位 1	通常	10	通常	0. 8
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	15	最大	6.0
汚水等の1 [汚水等の1日当たりの量			通常	200
(単位 立7	(単位 立方メートル)			最大	200

(3) 3排水処理施設

設 置 年	月 日	昭和63年 4 月						
処理施設	の 種 類	生物処理						
処理施設	の 型 式	活性汚泥処理						
処理施設	の 構 造	コンクリート製						
処理施設の	主要寸法	縦 19 7メートル 横 6 6 メートル 高さ 5 メートル						
処理施設	の 能 力	1 日当たり 605 立方メートル処理						
汚水等の処	理の方式	活性汚泥処理						
処理施設の使	用時間間隔	連続						
処理施設の1日 時間	当たりの使用	24時間						
処理施設の使用の の概要	の季節的変動	無 し -						
処理施設に	項 目	処理前 処理後						
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 5.8~8.6 通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6						
汚染状態の	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 180 通常 40 最大 270 最大 53						
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグラム ラム)	通常 28 通常 15 最大 38 最大 25						
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 40 通常 20 最大 30						
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 通常 3.0 最大 15 最大 6.0						
汚水等の1日 (単位 立方)		通常 539 通常 539 最大 599						

(4) 4排水処理施設

		T						
設 置 垒	₹ 月 日	昭和63年4月						
処理施 記	设 の 種 類	化学処理						
処理施 記	设の型式	pH調整						
処理施 記	役 の 構 造	コンクリート製						
処理施設の	D 主 要 寸 法	縦 15メートル 横 85メートル 高さ 3メートル						
処理施 記	みの能力	1 日当たり 810 立方メートル処理						
汚水等の処	心理の方式	pH調整						
処理施設の修	吏用時間間隔	連続						
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間						
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	無し						
処理施設に	項 目	処理前 処理後						
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 通常 6.2~8.2 最大 5.8~8.6 最大 6.0~8.4						
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 40 通常 40 最大 53 最大 53						
	浮遊物質量 (単位 1 リットリン フム)	通常 15 通常 15 最大 25 最大 25						
	室素 全素 全 変素 変素 変素 で で で で で で で で で で で で で	通常 20 通常 20 最大 30 最大 30						
	りん含有量 (単位 1 リットリン つきミリ ラム)	通常 3.0 通常 3.0 最大 6.0 最大 6.0						
	日当たりの量	通常 740 通常 740 最大 800 最大 800						

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大 の値並びに汚水等の1日当たりの量

1排水口

_				
	汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常最大	6 2~8 2 6 0~8 4
		化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)		40 0 53 0
		浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	~,,,	15 0 25 0
		室素含有量 (単位 1 リットリン ラム)	通常最大	20 .0 30 .0

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ 最大 6.0 ラム) 汚水等の1日当たりの量 通常 740 (単位 立方メートル) 最大 800

備考 この他に雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第 324 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成21年 3 月10日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建(開)第61号 平成21年 2 月26日	温泉郡重信町大字田窪字水木1662番 3	温泉郡重信町大字横河原930番地17 遠 富 良 雄

○愛媛県告示第 325 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	☒	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道		320号		宇和島市栄町港二丁目1000番から		旧	メートル 19.6~85.4	キロメートル 0 249	
一放四道		3205		同市栄町港三丁目1000番6まで		新	25 .0 ~ 85 .4	0 249	

○愛媛県告示第 326 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		320号			町港二丁目 ⁷ 三丁目1000						平成21年 3 月10日

○愛媛県告示第 327 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路	の種類	路線:	名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県		宇和島港線		宇和島市栄町港三丁目1000番 3 から		旧	メートル 0 0~15 0	キロメートル 800.00	
床 	坦	于州局伦縣		同市栄町港三丁目4000番まで		新	13 D ~ 15 D	800.0	

○愛媛県告示第 328 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	宇和島港線	宇和島市栄町港							平成21年 3 月10日

-. m-> 19. --. m-> 19. --.

○愛媛県告示第 329 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
· 同 · 法	中中乙纳	喜多郡内子町内子4275番から	旧	メートル 6 D~11 D	キロメートル 0 .183	
県 道	串内子線	同町内子4280番 2 地先まで	新	7 5~39 4	0 .175	

· (1) · (-) · (1) · (1)

○愛媛県告示第 330 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	串内子線	喜多郡内子町内							平成21年 3 月10日

平成21年 3 月10日 発行 195